平成２６年余市町議会第４回定例会会議録（第４号）

開　議　　午前１０時００分
閉　会　　午後　１時１６分

○招集年月日

平成２６年１２月１１日（木曜日）

○招集の場所

余市町議事堂

○開　　議

平成２６年１２月１６日（火曜日）午前１０時

○出席議員　（１７名）

余市町議会議長	１５番	中井寿夫
余市町議会副議長	８番	佐藤一夫
余市町議会議員	１番	野呂栄二
〃	２番	吉田　豊
〃	３番	辻井　潤
〃	４番	藤野博三
〃	５番	溝口賢誇
〃	６番	岸本好且
〃	７番	近藤徹哉
〃	９番	彫谷吉英
〃	１０番	野崎奎一
〃	１１番	白川栄美子
〃	１２番	土屋美奈子
〃	１３番	中谷栄利
〃	１４番	佐々木正江
〃	１７番	庄　巖龍
〃	１８番	吉田浩一
余市町議会議員	１６番	安宅俊威

○欠席議員　（１名）

○出　席　者

余市町長	嶋　保
副町長	鍋谷慎二
総務部長	佐々木　隆
総務課長	須貝達哉
企画政策課長	盛　昭史
財政課長	山本金五
税務課長	秋元直人
総務部参事	干場隆利
民生部長	澤谷栄治
町民福祉課長	上村友成
高齢者福祉課長	坂本満彦
保健課長	須藤明彦
環境対策課長	前坂伸也
経済部長	飯野徹郎
農林水産課長	堀内　学
商工観光課長	小林英二
経済部参事	細山俊樹
建設水道部長	柳田義孝
建設課長	亀尾次雄
まちづくり計画課長	滝上晃一
下水道課長	近藤　勉
水道課長	久保　宏
会計管理者（併）会計課長	岩戸宏平
農業委員会事務局長	高橋良治
教育長	中村寿仁
学校教育課長	小俣芳則

社会教育課長　松井正光
選挙管理委員会事務局長　小林広勝
監査委員事務局長　澤辺成徳

○事務局職員出席者

事務局長　杉本雅純
議事係長　越智英章
庶務係長　枝村　潤

○議　事　日　程

第１　議案第　７号　余市町過疎地域指定における固定資産税の課税免除に関する条例案
第２　議案第　８号　余市町半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例案
第３　議案第　９号　余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案
第４　議案第１０号　余市町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案
第５　議案第１１号　余市町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案
第６　議案第１２号　余市町国民健康保険条例の一部を改正する条例案
第７　議案第１３号　第４次余市町総合計画の変更について
第８　議案第１７号　余市町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
第９　議案第１８号　余市町特別職の職員の給与の減額に関する特別措置条例案
第１０　議案第１９号　余市町財政再生基金条例案
第１１　議案第２０号　平成２６年度余市町一般会計補正予算（第８号）
第１２　議案第２１号　平成２６年度余市町公共下水道特別会計補正予算（第２号）
第１３　議案第２２号　平成２６年度余市町水道事業会計補正予算（第２号）
第１４　意見案第１号　漁船用燃油に係る軽油引取税免税措置の堅持に関する要望意見書
第１５　意見案第２号　国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める要望意見書
第１６　意見案第３号　後期高齢者医療制度の「特例軽減措置」の継続を求める要望意見書
第１７　意見案第４号　難病や小児慢性特定疾病の患者の自己負担の見直しを求める要望意見書
第１８　意見案第５号　原発「再稼働」を認めず再生可能エネルギー拡大を求める要望意見書
第１９　意見案第６号　必要な介護サービスを受けられるよう求める要望意見書
第２０　閉会中の継続審査調査申出について

開　議　午前１０時００分

○議長（中井寿夫君）　ただいまから平成26年余市町議会第４回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は17名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

なお、安宅議員は所用のため欠席の旨届け出がありましたことをご報告申し上げます。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（中井寿夫君）　昨日議会運営委員会が開

催されましたので、その結果について委員長からの報告を求めます。

○４番（藤野博三君）　昨日委員会室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果につきまして私からご報告申し上げます。

委員８名の出席のもと、さらに説明員として鍋谷副町長、佐々木総務部長、須貝総務課長の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今回審議されました内容につきましては、追加案件についてであります。新たに追加されました案件は、議案６件、意見案６件、閉会中の継続審査調査申出についてであります。

なお、日程の割り振りにつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに､内容につきましてご報告申し上げます。

日程第８、議案第17号　余市町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第９、議案第18号　余市町特別職の職員の給与の減額に関する特別措置条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第10、議案第19号　余市町財政再生基金条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第11、議案第20号　平成26年度余市町一般会計補正予算（第８号）、日程第12、議案第21号　平成26年度余市町公共下水道特別会計補正予算（第２号）、日程第13、議案第22号　平成26年度余市町水道事業会計補正予算（第２号）、以上３件につきましては、それぞれ関連がございますので、一括上程の上、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第14、意見案第１号　漁船用燃油に係る軽油引取税免税措置の堅持に関する要望意見書ないし日程第19、意見案第６号　必要な介護サービスを受けられるよう求める要望意見書、以上意見案６件につきましては、議員発議でありますので、それぞれ即決にてご審議いただくことに決しました。

なお、意見案第１号ないし意見案第５号につきましては、一括上程の上、ご審議いただくことに決しました。

日程第20、閉会中の継続審査調査申出についてであります。

以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（中井寿夫君）　委員長の報告が終わりました。

ただいま議会運営委員会の委員長から報告ありましたとおり、議案６件、意見案６件、閉会中の継続審査調査申出についてを本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案６件、意見案６件、閉会中の継続審査調査申出についてを本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

なお、追加後の日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

○議長（中井寿夫君）　日程第１、議案第７号　余市町過疎地域指定における固定資産税の課税免除に関する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○税務課長（秋元直人君）　ただいま上程されました議案第７号　余市町過疎地域指定における固定資産税の課税免除に関する条例案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

平成26年４月１日付で本町が過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域に指定されたことに伴い、業種や取得費等の一定要件のもと事業者

が新設、または増設した設備に係る固定資産税の課税免除の適用ができることとなりました。このことを受け、必要な特別措置を講じることにより過疎地域の自立促進を図るとする過疎地域自立促進特別措置法の目的に沿い、固定資産税の課税免除に関する条例を制定することにより産業の振興と雇用の増大を図ろうとするものであります。

条例案の内容につきましては、青色申告書を提出する個人及び法人が過疎地域の指定の公示日である平成26年４月１日以後、町内において製造の事業、旅館業、情報通信技術利用事業の用に供する設備で取得価格の合計額が2,700万円を超える特別償却設備を新設、または増設した場合に当該特別償却設備である建物及びその附属設備、機械及び装置並びに当該建物の敷地である土地に係る固定資産税を新たに課されることとなった年度以降３カ年度課税免除を行うものであります。

以下、議案を朗読し、ご説明いたします。

議案第７号　余市町過疎地域指定における固定資産税の課税免除に関する条例案。

余市町過疎地域指定における固定資産税の課税免除に関する条例を次のとおり制定する。

平成26年12月11日提出、余市町長、嶋　　保。

次のページをお開き願います。余市町過疎地域指定における固定資産税の課税免除に関する条例。

（趣旨）

第１条　この条例は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第２条第１項に規定する過疎地域内において、過疎地域の自立促進に資するため、製造の事業、旅館業（下宿営業を除く。）又は情報通信技術利用事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、地方税法（昭和25年法律第226号）第６条第１項の規定に基づき、固定資産税の課税免除について、必要な事項を定めるものとする。

第１条は、この条例の趣旨を定めたものでございます。

（課税免除）

第２条　町長は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第１項の表の第１号又は第45条第１項の表の第１号の適用を受ける製造の事業、旅館業（下宿営業を除く。）又は情報通信技術利用事業（過疎地域自立促進特別措置法第30条に規定する情報通信技術利用事業をいう。）の用に供する機械及び装置（製造の事業又は情報通信技術利用事業の用に供するものに限る。）並びにその事業に係る家屋（その取得価格の合計額が2,700万円を超えるものに限る。以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者に対して課する当該特別償却設備及び当該家屋の敷地である土地（平成26年４月１日以後において取得したもの（土地については、その取得の日の翌日から起算して１年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があったもの）に限る。）の固定資産税について、新たに固定資産税を課されることになった年度から３年度に限り免除するものとする。

第２条は、課税免除の規定でございます。対象となる業種といたしましては、製造業、旅館業、情報通信技術利用事業でございます。情報通信技術利用事業とは、一般にコールセンターと呼ばれている業種でございます。対象要件といたしましては、青色申告書を提出する個人、または法人が2,700万円を超える事業用資産、家屋、償却資産を取得したものとなってございます。なお、この事業用資産は、特別償却の適用を受けることができる資産であることとなってございます。課税免除の対象といたしましては、直接事業の用に供する家屋部分と機械及び装置でございまして、土地については建物の建て床面積部分で取得から１年以内に建物が着工された場合に限ります。課税免除が適用される期間は、固定資産税が課税されることとなった年度から３年間でございます。

（課税免除の申請）

第３条　前条の規定による課税免除を受けようとする者は、規則に定めるところにより、町長に申請しなければならない。

第３条は、課税免除の申請手続の規定でございます。

（地位の承継）

第４条　第２条の規定による課税免除を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合において、町長の承認を受けたときは、当該各号に掲げる者が、当該課税免除の地位を承継する。

（１）死亡した場合　その相続人

（２）法人が合併により消滅した場合　合併後存続する法人又は合併により設立した法人

第４条は、課税免除の地位の承継の規定でございます。

（課税免除の取消し）

第５条　町長は、第２条の規定による課税免除を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該課税免除を取り消すことができる。

（１）第２条に規定する課税免除の要件を欠くことが明らかになったとき。

（２）偽りその他不正な手段により、課税免除を受けたものと認めたとき。

（３）その他課税免除を講ずることが適当でないと認めるとき。

第５条は、課税免除の取り消しの規定でございます。

（補則）

第６条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

２　この条例は、平成28年３月31日限り、その効力を失う。ただし、この条例の失効前に第２条の規定による課税免除を受けた者については、なお従前の例による。

条例の失効日につきましては、本町過疎地域自立促進市町村計画の計画期間と合わせたものでございます。

以上、議案第７号につきまして提案理由のご説明を申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君）　提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○４番（藤野博三君）　２点ほど質問させていただきます。

１つは、この条例の失効日なのですけれども、これが28年３月31日になっています。法律は平成33年３月31日に失効となっています。各町村の条例を調べてみると、失効日が33年３月31日になっているものと平成28年３月31日になっているものがあるのです。それがなぜこの法律の失効日ではなくて、条例が再来年の３月31日になっているのかお尋ねしたいと思います。

それから、もう一点です。この法律は、固定資産税の今回の条例は免除に関することになっていますけれども、不均一課税もできますよという形になっています。だから、その辺がどういう考えでこの条例の免除だけにしたのか、その辺考え方をお尋ねしたいと思います。

○税務課長（秋元直人君）　４番、藤野議員のご質問にお答えいたします。

まず、最初の失効日の関係でございますけれども、本町の余市町過疎地域自立促進市町村計画につきましては、平成26年４月１日から平成28年３月31日までの２カ年の計画となってございますので、この計画期間に合わせたというようなことでございます。

もう一点の不均一課税と課税免除の関係でございますけれども、地方税法によりまして課税をしないことができるということと不均一の課税をすることができるというふうに分かれてございまして、課税免除を行うことができる場合は公益上その他の事由により課税を不適当とする場合、具体的に申し上げますと課税免除を行うことによりまして地域の雇用が増大し、所得が向上し、地域消費の拡大を招くこと、地域経済が活性化すること、税収が増大し、行政サービスの充実が図れることということになっております。また、不均一課税でございますけれども、課税免除をするまででもないが、若干の課税の税率を下げると、そういうような必要があるものというふうになっていまして、課税免除とまではいかなくてもある程度若干のそういう措置を講ずる、そういうような状況の場合には不均一課税というものがございます。

○４番（藤野博三君）　不均一課税の件については了解しました。

もう一つ、今課長の答弁にあったとおり、この過疎地の振興計画が28年の３月31日までと、それに合わせましたということであれば、これはそれ以降のことなので、ここで答えられなければ答えられませんでもいいのですけれども、この過疎地の振興計画については28年の３月31日が来る前にもう一度計画を立て直す、またはその計画を変更するというような形で、この制度そのものは継続されるというような認識でよろしいでしょうか。その辺について答弁お願いいたします。

○企画政策課長（盛　昭史君）　４番、藤野議員のご質問にご答弁申し上げます。

過疎地域の市町村計画につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の規定によりまして都道府県の策定する方針に基づいて市町村の計画を策定することとなっております。北海道の過疎地域自立促進方針が平成22年度から27年度までの期間でございましたので、本町の計画もこれに合わせましたが、当然28年度以降についても早い時期に道の方針が策定されるというふうに考えております。それが策定されて以降本町といたしましてもその道の方針に基づいた形で新たな平成32年度までの過疎地域自立促進計画を策定したいと考えておりますし、それに伴うさまざまな制度につきましても連携を図りながら推進していきたいというふうに考えております。

○12番（土屋美奈子君）　新規の条例なので、ちょっとわからないところを質問いたします。

減収になった部分、これの何らかの措置があるのか、その部分をどう考えていられるのか、まずそこをお聞きしておきたいと思います。

それと、周知の方法です。それと、申請の方法についてどういうことを考えていられるのかお聞きしたいと思います。

32年までの時限立法ということなのですけれども、これまで何回か改正されて、更新をされてきていると思うのですけれども、この見込み、今後の見込みをわかればお願いいたしたいと思います。

○財政課長（山本金五君）　12番、土屋議員からの歳入の措置につきまして私のほうからご答弁申し上げます。

税収は減収になるわけですけれども、この分につきましては地方交付税法の中で基準財政収入額のほうからその分を控除するという規定がございます。したがいまして、収入が減るということは、その分だけ交付税にはね返ってくるということになってございますので、全体的な歳入とすれば当該見合う分だけは確保されるものというふうに考えてございます。

○税務課長（秋元直人君）　12番、土屋議員の周知の方法についてお答えいたします。

この条例承認後、広報ですとかホームページに直ちに載せたいというふうに思って準備をいたしております。また、償却資産の申告については、

毎年翌年の１月31日となっておりますので、申告書の用紙の送付する際に今回の条例の内容を詳しく解説したものを同封して、そして周知をしたいというふうに考えております。

○12番（土屋美奈子君）　減収になった部分が交付税措置をされるということで、これは全額と捉えてよろしいのでしょうか。そこを確認をお願いいたします。

それと、周知の方法、申請の方法なのですけれども、今いろいろな書類がホームページからというか、インターネットからとれるようなことになっていて、そういう申請をしやすい方法をやっている自治体もあるのです、これについて。だから、そういう方法も考えておられるのか、それについてお考えをお聞きしたいと思います。

○財政課長（山本金五君）　12番、土屋議員からの再度の交付税措置の額につきまして私のほうからご答弁申し上げます。

現在の交付税の省令の中では全額措置されるものというふうに認識してございます。

○税務課長（秋元直人君）　12番、土屋議員の申請方法に関するご質問でございます。

当然ホームページのほうにも載せまして、あと記載例を書いた内容もすぐ見られるようにしまして、様式についてはワード形式でダウンロードできるようなものを考えてございますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

○議長（中井寿夫君）　他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第７号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第７号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第７号　余市町過疎地域指定における固定資産税の課税免除に関する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君）　日程第２、議案第８号　余市町半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○税務課長（秋元直人君）　ただいま上程されました議案第８号　余市町半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本町は、半島振興対策実施地域対象市町村の指定を受けており、製造業、旅館業の用に供する設備等を新設、または増設した場合、設備等に係る固定資産税について不均一課税が適用できることから、固定資産税の不均一課税に関する条例を制定することにより地域の振興と発展を図ろうとするものであります。

条例案の内容につきましては、青色申告書を提出する個人及び法人が産業の振興に関する計画の開始日である平成26年11月１日以後町内において製造の事業、旅館業の用に供する設備で取得価格の合計額が個人は500万円以上、法人は資本金の額により500万円から2,000万円以上の特別償却設備を新設、または増設した場合に当該特別償却設備である建物及びその附属設備、機械及び装置並びに当該建物の敷地である土地に係る固定資産税を

新たに課されることになった年度以降３カ年度につき、初年度は10分の1、第２年度は４分の１、第３年度は２分の１にそれぞれ不均一課税を行うものであります。

以下、議案を朗読し、ご説明いたします。

議案第８号　余市町半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例案。

余市町半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例を次のとおり制定する。

平成26年12月11日提出、余市町長、嶋　　保。

次のページをお開き願います。余市町半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例。

（趣旨）

第１条　この条例は、半島振興法（昭和60年法律第63号）第２条第１項に規定する半島振興対策実施地域内において、産業の振興を図るため、製造の事業又は旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備を新設し、又は増設した者に対する、地方税法（昭和25年法律第226号）第６条第２項の規定に基づき、固定資産税の不均一課税について、必要な事項を定めるものとする。

第１条は、この条例の趣旨を定めたものでございます。

（不均一課税）

第２条　町長は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第３項の表の第１号又は第45条第２項の表の第１号の適用を受ける製造の事業又は旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する機械及び装置（製造の事業の用に供するものに限る。）並びにその事業に係る家屋（その取得価格の合計額が500万円（資本金の額が1,000万円を超え5,000万円以下の法人の場合は1,000万円、資本金の額が5,000万円を超える法人の場合は2,000万円）以上のものに限る。以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者に対して課する当該特別償却設備及び当該家屋の敷地である土地（平成26年11月１日以後において取得したもの（土地については、その取得の日の翌日から起算して１年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があったもの）に限る。）の固定資産税の税率について、新たに固定資産税を課されることになった年度から３年度に限り、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める率とする。

表内の率につきましては左欄より朗読いたします。年度、税率、初年度、100分の0.14、第２年度、100分の0.35、第３年度、100分の0.70。

第２条は、不均一課税の規定でございます。対象となる業種といたしましては、製造業、旅館業でございます。対象要件といたしましては、半島振興を促進するための産業の振興に関する計画に適合する青色申告書を提出する個人、または法人で、次の金額以上の事業用資産、家屋、償却資産を取得したものとなってございます。個人及び資本金1,000万円以下の法人は500万円、資本金1,000万円超5,000万円以下の法人は1,000万円、資本金5,000万円超の法人は2,000万円でございます。なお、この事業用資産は、特別償却の適用を受けることのできる資産であることとなってございます。また、平成26年11月１日以後において取得したものと定めていますのは、余市町における産業の振興に関する計画の開始日によるものでございます。不均一課税の対象といたしましては、直接事業の用に供する家屋部分と機械及び装置でございまして、土地については建物の建て床面積部分で取得から１年以内に建物が着工された場合に限ります。不均一課税が適用される期間は、固定資産税が課税されることとなった年度から３年間でございます。不均一課税の税率につきましては、通常税率は100分の1.40でございますが、初年度は10分の１となる100分の0.14、第２年度は４分の１となる100分の0.35、第３年度は２分の１とな

る100分の0.70にそれぞれ定めるものでございます。

（不均一課税の申請）

第３条　前条の規定による不均一課税を受けようとする者は、規則に定めるところにより、町長に申請しなければならない。

第３条は、不均一課税の申請手続の規定でございます。

（地位の承継）

第４条　第２条の規定による不均一課税を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合において、町長の承認を受けたときは、当該各号に掲げる者が、当該不均一課税の地位を承継する。

（１）死亡した場合　その相続人

（２）法人が合併により消滅した場合　合併後存続する法人又は合併により設立した法人

第４条は、不均一課税の地位の承継の規定でございます。

（不均一課税の取消し）

第５条　町長は、第２条の規定による不均一課税を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該不均一課税を取り消すことができる。

（１）第２条に規定する不均一課税の要件を欠くことが明らかになったとき。

（２）偽りその他不正な手段により、不均一課税を受けたものと認めたとき。

（３）その他不均一課税を講ずることが適当でないと認めるとき。

第５条は、不均一課税の取り消しの規定でございます。

（補則）

第６条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

２　この条例は、平成27年３月31日限り、その効力を失う。ただし、この条例の失効前に第２条の規定による不均一課税を受けた者については、なお従前の例による。

条例の失効日につきましては、半島振興法の失効日によるものであります。

以上、議案第８号につきまして提案理由のご説明を申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君）　提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○４番（藤野博三君）　何点か質問させていただきます。

１つは、先ほど可決されました過疎地の指定の部分の課税の免除と今回の半島振興にかかわる不均一課税というのは表裏一体をなすものだと私は考えているのです。そして、前段可決されましたこの課税免除に対しては､2,700万円という大きな償却設備でないと対象にならないと。ただ、それを補完するのがただいま上程された半島振興にかかわる不均一課税に関することだと私は理解しているのです｡これであれば個人も含めて500万円以上の特別償却設備であれば不均一課税の対象になると。これは、私も前も何回も質問しているけれども、事業者にとっては大変恩恵のある条例だと考えているのです。その反面町としては、財政課長からも先ほど答弁あったように交付税措置されるので、町としては収入は減らないと。そうなればこの２つの条例が表裏一体となって、大規模なものと小規模なものをお互いに補完し合いながら、事業者のよりよい設備投資を促進していけるかなと考えているのですけれども、１つ残念なことは、この半島振興法はこの条例の失効日にもあるように来年の３月31日で失効してしまうので

す。これちょっと現実に理事者に伺うのはどうなのかなと思うのですけれども、この半島振興のこれからの見通し、これ10年に１回、10年前にも10年間の延長になっているのです。せっかくいい条例をつくっていただいて、それが３月31日で条例が失効してしまうというのは非常に残念なところもあるのです。その辺についてどのように考えているのか。

これも本来は免税と不均一と両方できますよというふうな法律のはずなのですけれども、先ほど秋元課長が答弁されたような同じようなことなのかなとは私としては考えているのですけれども、その辺についても答弁ありましたらお願いしたいと思います。

○町長（嶋　　保君）　４番、藤野議員のご質問に答弁申し上げます。１点目の部分、この半島振興法の平成27年３月31日限りという部分のご質問に答弁申し上げます。

これは、従前も２回にわたりまして延長、延長という形できています。私から今ここで延長できる、できないという見通しは申し上げられませんが、何とか延長させていただくように、これは半島振興の全国的な町村の団体もございますので、私どももそこに入っていますので、延長の要望、これはしっかりと要望していきたいというふうに思っております。

○税務課長（秋元直人君）　４番、藤野議員の税率の関係でございますけれども、今回ご提案させていただきました条例案の税率の根拠でございますけれども、１つには固定資産税は本来市町村で課税しますけれども、法律で定める一定額を超える大規模償却資産については、一定額を超える分についてその所有者に北海道が道固定資産税として課税いたしております。税率は、本町と同じく標準税率である1.4％でございます。道固定資産税の半島振興対策実施区域における不均一課税の税率は、初年度が100分の0.14、第２年度が100分の0.35、第３年度が100分の0.70となっておりまして、今回提案させていただいた税率もこれに合わせたものでございます。

また、道内で条例を定めております他の自治体も同様となっております。

○議長（中井寿夫君）　他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第８号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第８号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第８号　余市町半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君）　次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第３、議案第９号　余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案、日程第４、議案第10号　余市町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案、日程第５、議案第11号　余市町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案の以上３件を一括議題とすることにご

異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第３ないし日程第５を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民福祉課長（上村友成君）　ただいま一括上程されました議案第９号　余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案、議案第10号　余市町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案並びに議案第11号　余市町……

（「議事進行」の声あり）

○18番（吉田浩一君）　発言中ですけれども、何かマイクの調子悪いようですから、一回休憩とってもらってやっていただいたほうが非常にありがたいのですけれども、そのようにお願いします。

○議長（中井寿夫君）　ただいま吉田議員からマイクの調子が悪いので、休憩をいただきたいという発言がございました。

暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時４２分

再開　午前１０時４７分

○議長（中井寿夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明を求めます。

○町民福祉課長（上村友成君）　ただいま一括上程されました議案第９号　余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案、議案第10号　余市町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案並びに議案第11号　余市町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

子供一人一人が健やかに成長することができる社会の実現を目指して、平成24年８月に子ども・子育て関連３法が成立し、子ども・子育て支援新制度における施設や事業の設備及び運営に関する基準について国が定める基準を踏まえ、地方自治体がこれを条例で定めることとされたところでございます。

本町における条例制定の基本的な考え方でございますが、内閣府令及び厚生労働省令により示されました従うべき基準及び参酌すべき基準を基本とし、各条項を規定してございます。

初めに、議案第９号について提案文を朗読いたします。

議案第９号　余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案。

余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定する。

平成26年12月11日提出、余市町長、嶋　　保。

それでは、議案第９号につきましてその概要をご説明申し上げます。第１章、総則といたしまして、第１条に条例の趣旨、第２条に用語の定義、第３条に一般原則を規定しております。

第２章には特定教育・保育施設の運営に関する基準といたしまして、第４条に利用定員に関する基準を規定し、第５条、内容及び手続の説明及び同意から第34条、記録の整備までにおいて運営に関する基準を規定しており、第35条、特別利用保育の基準及び第36条、特別利用教育の基準において特例施設型給付費に関する基準を規定しております。

第３章には特定地域型保育事業者の運営に関する基準といたしまして、第37条に利用定員に関する基準を規定し、第38条、内容及び手続の説明及び同意から第50条、準用までにおいて運営に関する基準を規定しており、第51条、特別利用地域型保育の基準及び第52条、特定利用地域型保育の基

準において特例地域型保育給付費に関する基準を規定しております。

第４章、雑則といたしまして、第53条に規則への委任を規定してございます。

また、附則といたしまして、第１条に施行期日、第２条に特定保育所に関する特例、第３条に施設型給付費等に関する経過措置、第４条に小規模保育事業Ｃ型の利用定員に関する経過措置、第５条に連携施設に関する経過措置を規定してございます。

続きまして、議案第10号について提案文を朗読いたします。

議案第10号　余市町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案。

余市町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定する。

平成26年12月11日提出、余市町長、嶋　　保。

それでは、議案第10号についてその概要をご説明申し上げます。第１条ないし第２条に条例の趣旨並びに用語の定義、第３条ないし第４条に最低基準の目的等並びに最低基準と放課後児童健全育成事業者について、第５条に放課後児童健全育成事業の一般原則、第６条に放課後児童健全育成事業者と非常災害対策、第７条及び第８条に職員の一般的要件について規定してございます。第９条に設備の基準を、第10条に従事する職員について、第11条から21条にその運営基準について規定し、第22条に規則への委任について規定してございます。

なお、附則といたしまして、施行期日のほかに職員に関する経過措置を規定してございます。

続きまして、議案第11号について提案文を朗読いたします。

議案第11号　余市町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案。

余市町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定する。

平成26年12月11日提出、余市町長、嶋　　保。

それでは、議案第11号につきましてその概要をご説明申し上げます。第１章、総則といたしまして、第１条に条例の趣旨、第２条に用語の定義、第３条、最低基準の目的等から第21条、苦情への対応までにおいて各家庭的保育事業等に共通の事項を規定してございます。

第２章には第22条、設備の基準から第26条、保護者との連絡までにおいて家庭的保育事業について規定してございます。

第３章には第27条として小規模保育事業の区分を、第28条、設備の基準から第30条、準用までにおいて小規模保育事業Ａ型について、第31条、職員並びに第32条、準用において小規模保育事業Ｂ型について、第33条、設備の基準から第36条、準用までにおいて小規模保育事業Ｃ型について規定してございます。

第４章には第37条、居宅訪問型保育事業から第41条、準用までにおいて居宅訪問型保育事業について規定してございます。

第５章には第42条、利用定員の設定から第48条、準用までにおいて事業所内保育事業について規定してございます。

第６章、雑則といたしまして、第49条に規則への委任を規定してございます。

なお、附則といたしまして、施行期日のほかに経過措置について規定してございます。

以上、議案第９号、議案第10号並びに議案第11号につきまして提案理由のご説明を申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君）　提案理由の説明が終わりました。

一括議題の議案３件についてこれより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。一括議題の議案３件につきましては、さきに議会運営委員会の委員長から報告のありましたように、民生環境常任委員会に閉会中といえども審査、調査のできますことをつけ加えて、付託申し上げることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

（「議事進行」の声あり）

○17番（庄　巖龍君）　お聞きいたします。

さきの広報におきまして子ども・子育て支援新制度についてのお知らせという青いチラシが広報に回りました。こちらにおきましては……

○議長（中井寿夫君）　庄議員に申し上げます。先ほど質疑をとりましたところ質疑なしということで、この議案３件につきまして民生環境常任委員会に付託することに異議がないかということをお聞きしておりますので、ただいま庄議員の発言は質疑ではないかと思いますが、いかがですか。

○17番（庄　巖龍君）　先に手挙げました。議長さん見ていらっしゃらなかったと思います。

○議長（中井寿夫君）　異議ありませんかと言うと、異議なしと認めたのですけれども。

○17番（庄　巖龍君）　私は異議あるのです。

○議長（中井寿夫君）　ただいま申し上げましたように……

（「議事進行」の声あり）

○２番（吉田　豊君）　議場でのやりとりは非常に不自然ですので、休憩とって整理していただきたい。

○議長（中井寿夫君）　暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時５８分

再開　午前１１時００分

○議長（中井寿夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一括議題となっております議案３件は、民生環境常任委員会に閉会中といえども審査、調査のできますことをつけ加えて、付託申し上げることに決しました。

○議長（中井寿夫君）　日程第６、議案第12号　余市町国民健康保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保健課長（須藤明彦君）　ただいま上程されました議案第12号　余市町国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

現在妊産婦が産科医療補償制度に加入する分娩機関で出産した場合の出産育児一時金は、本体部分の39万円に３万円の医療補償制度掛金を上乗せし、総額42万円を支給しております。今回ご提案いたしました条例の一部改正案につきましては、医療補償制度掛金が現行の３万円から１万6,000円に引き下げられることとなり、差額の１万4,000円を本体部分の39万円に加え40万4,000円とする健康保険法施行令の改正により、余市町国民健康保険条例におきましても所要の改正をいたすものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第12号　余市町国民健康保険条例の一部を改正する条例案。

余市町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年12月11日提出、余市町長、嶋　　保。

次のページをお開き願います。余市町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

余市町国民健康保険条例（昭和35年余市町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項中「39万円」を「40万4,000円」に改める。

附則

（施行期日）

１　この条例は、平成27年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の第６条第１項の規定は、施行日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

以上、議案第12号につきまして提案理由のご説明を申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして余市町国民健康保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表を添付いたしておりますので、ご高覧いただきたいと存じます。

○議長（中井寿夫君）　提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第12号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第12号　余市町国民健康保険条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩　午前１１時０６分

再開　午前１１時１６分

○議長（中井寿夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（中井寿夫君）　日程第７、議案第13号　第４次余市町総合計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（嶋　　保君）　ただいま上程されました議案第13号　第４次余市町総合計画の変更について、その概要をご説明申し上げます。

第４次余市町総合計画につきましては、平成24年度から平成33年度までの10カ年を計画期間として余市町の将来に向けたまちづくりの構想及び基本的な計画を示すもので、平成24年２月24日開催の平成24年余市町議会第２回臨時会におきまして議決をいただいたところでございます。本総合計画につきましては、計画の着実な推進を図るため計画期間を前期３年、中期３年、後期４年の３期に区分し、基本構想、基本計画に掲げた施策体系に基づき、それぞれの期間ごとに社会、経済情勢や財政状況に応じた事業の実施計画を策定することとしております。本年度は、平成27年度から平成29年度までを計画期間とする中期計画期間の前年であることから、計画の着実な推進に向けて所定の見直しを行ったところでございます。

今般の見直しに当たりましては、大きく２点について検討を行い、それぞれ基本構想、基本計画に反映をするべく必要な変更を行ったものでございます。１点目として、急速に進行する人口減少の問題でございます。第４次余市町総合計画にお

きましては、その基本構想の中で専門機関による人口推計を参照しながら将来人口推計を行ったところでございますが、我が国における人口減少は研究機関の推計を上回るペースで進行し、本町につきましても人口減少傾向が加速しております。こうしたことから基本構想の将来推計人口の部分について社会状況の変化に対応すべく見直しを行ったものでございます。

２点目として、本町のまちづくりにおけるＪＲ余市駅東側地区の位置づけでございます。当該地区につきましては、社会資本の集積等により優良住宅地としての都市基盤が整備されていること、さらに平成30年度には当該地区に隣接して北海道横断自動車道余市インターの供用開始が予定されていることから、当該地区の活用について基本構想の土地利用の方針に位置づけるとともに、基本計画において新たに市街地整備の項目を設置し、現状、課題や基本目標、さらには主要施策の体系について位置づけを行ったものでございます。

以上、今回ご提案申し上げました第４次余市町総合計画の変更についてその概要をご説明申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げます。

○企画政策課長（盛　昭史君）　議案を朗読いたします。

議案第13号　第４次余市町総合計画の変更について。

余市町の総合計画を議会の議決事件として定める条例（平成23年余市町条例第12号）第２号の規定により、第４次余市町総合計画を次のとおり変更する。

平成26年12月11日提出、余市町長、嶋　　保。

次のページをお開きください。第４次余市町総合計画の変更について。

第４次余市町総合計画を次のように変更する。

第３部第１章第２節の第５段落の次に次の２段落を加える。

国立社会保障・人口問題研究所が平成25年３月に公表した推計では、平成32年度の本町人口は１万8,300人となっており、人口減少に一層の拍車がかかっています。また、日本創成会議・人口減少問題検討分科会の研究では、人口移動が収束しない場合、2040（平成52）年の本町の20から30歳の女性人口は、2010（平成22）年から65.7％減少すると見込まれています。

人口減少対策は、産業・経済はもとより、福祉、教育、生活環境など行政全般にわたる課題です。本町は、平成26年４月１日に「過疎地域自立促進特別措置法」による地域指定を受けましたが、この経過を厳粛に受けとめるとともに、各種制度の活用などにより、人口減少対策を推進し、地域の振興を図ります。

以上につきましては、まちづくりの基本構想、第２節、将来の推計人口に文を加えるものでございます。

第３部第１章第３節２に次の１段落を加える。

また、ＪＲ余市駅東側地域については、平成30年度に予定されている北海道横断自動車道余市インターの供用開始を見据え、さらには、都市基盤整備等による既存ストックが集積した地区であることを踏まえて、その有効活用を図ります。

以上につきましては、まちづくりの基本構想、第３節、土地利用の方針、２、市街地地域に文を加えるものでございます。

第３部第１章第４節１（２）の第２段落中「「会館・集会所」」の次に「「市街地の整備」」を加え、「７項目」を「８項目」に改める。

以上につきましては、まちづくりの基本構想、第４節、施策の大綱、１、住みよく安心して暮らせる町をつくる、（２）、町民生活に密着した社会資本を整備するための施策に１項目を追加するものでございます。

第３部第１章第５節１の町民生活に密着した社会資本を整備するための施策に次の１項目を加える。

市街地の整備。

以上につきましては、まちづくりの基本構想、第５節、施策の体系、１、住みよく安心して暮らせる町をつくる、町民生活に密着した社会資本を整備するための施策に１項目を追加するものでございます。

第３部第２章第１節の町民生活に密着した社会資本を整備するための施策、会館・集会所の次に次のように加える。

市街地の整備。

１、これまでの取り組みと現状・課題。

本町の市街地は、歴史的には西部地区から東方向に拡大する形で広がり、明治35年の余市駅開設以降は、駅を中心として中心市街地が形成されてきました。さらに近年は、自家用車の普及等を背景に、国道５号と道道登余市停車場線沿いに市街地が広がっています。

こうした経過を受け、本町では当該地区において「余市町黒川第一土地区画整理事業」を実施し、社会資本の整備を進めてきました。今後も、駅東側地区を本町における市街地整備の先導的な役割を果たすエリアとして位置づけ、都市基盤の既存ストックを生かし、地域コミュニティ機能の充実強化を図るなど、地域づくりを進めます。

さらには、平成30年度には当該地区に近接して、北海道横断自動車道（余市～小樽間）のインターが開設されます。このことにより、通勤・通学・通院などの利便性が大きく向上するとともに、観光や物流の活発化も期待されることから、移住定住の促進など、高速道路開通の効果を最大限活用したまちづくりを進めていくことが必要です。

２、基本目標。

ＪＲ余市駅東側地区における社会資本の集積を踏まえ、良好な市街地形成の先導的な役割を果たすエリアとして、既存ストックを生かした地域づくりを進めます。

北海道横断自動車道（余市～小樽間）のインター開設を見据え、その効果を活用するまちづくりを進めます。

３、主要施策の体系。

市街地の整備、（１）、ＪＲ余市駅東側地区の特性を生かしたまちづくり。

（２）、北海道横断自動車道（仮称）余市インター開設の効果を活用した、利便性の高いまちづくり。

以上につきましては、まちづくりの基本計画、第１節、町民生活に密着した社会資本を整備するための施策の会館、集会所の次に新たに項目を設置し、文を加えるものでございます。

以上、議案第13号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料として変更部分にかかわる新旧対照表を添付しておりますので、ご高覧を賜りたいと存じます。

○議長（中井寿夫君）　提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案につきましては、さきに議会運営委員会の委員長から報告のとおり、議長を除く議員17名をもって構成する第４次余市町総合計画審査特別委員会を設置し、閉会中といえども審査、調査のできますことをつけ加え、付託申し上げることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案については、議長を除く議員17名をもって構成する第４次余市町総合計画審査特別委員会を設置し、閉会中といえども審査、調査のできますことをつけ加え、付託申し上げることに決しました。

なお、本会議終了後301、302号会議室において

本特別委員会を開催いたしますので、ご参集願います。

○議長（中井寿夫君）　日程第８、議案第17号　余市町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（嶋　　保君）　ただいま上程になりました議案第17号　余市町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

本町教育委員会委員でございます清水義信氏の任期が平成27年２月22日をもって満了となりますことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定に基づき、本定例会に任命同意のご提案を申し上げる次第でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項には、委員は当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するという規定になってございます。このたび余市郡余市町大川町５丁目63番地、清水義信氏を余市町教育委員会委員として再度ご同意賜りたくご提案申し上げる次第でございます。

清水義信氏の公職歴等を申し上げます。本籍、現住所とも北海道余市郡余市町大川町５丁目63番地、生年月日は昭和29年５月25日生まれでございます。職歴としては、昭和54年６月から家業であります清水燃料店に従事し、平成６年６月から有限会社清水燃料商事代表取締役として現在に至っております。公職歴といたしましては、平成４年１月から平成４年12月まで余市青年会議所理事長、平成10年４月から平成11年３月まで余市町立大川小学校ＰＴＡ会長及び余市町ＰＴＡ連合会長、平成10年５月から平成11年２月まで余市町社会教育委員、平成10年５月から平成11年２月まで余市町中央公民館運営審議会委員、平成11年２月23日に余市町教育委員会委員に就任され、平成17年11月16日から余市町教育委員会委員長職務代理者として、平成23年11月16日から余市町教育委員会委員長として現在に至っておる方でございます。この間平成19年７月から平成20年６月まで余市ロータリークラブ会長、平成25年11月１日から余市商工会議所副会頭も担われてございます。

以上、公職歴等を申し上げましたが、余市町教育委員会委員として最も適任であると判断いたし、ご同意賜りたく、ここにご提案申し上げる次第でございます。

それでは、お手元に配付いたしてございます議案を朗読申し上げます。

議案第17号　余市町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

余市町教育委員会委員に次の者を任命いたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により議会の同意を求める。

平成26年12月16日提出、余市町長、嶋　　保。

次ページをお開き願います。記、住所、余市郡余市町大川町５丁目63番地、氏名、清水義信、生年月日、昭和29年５月25日生まれ。

以上、議案第17号について提案理由のご説明を申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君）　提案理由の説明が終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第17号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第17号　余市町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意可決されました。

○議長（中井寿夫君）　日程第９、議案第18号　余市町特別職の職員の給与の減額に関する特別措置条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（嶋　　保君）　ただいま上程になりました議案第18号　余市町特別職の職員の給与の減額に関する特別措置条例案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

平成23年９月、余市町労働福祉会館敷地内において発生した高所からの転落事故の経過及び相手方への損害賠償につきましては、本年２月開催の第１回臨時会において行政報告を申し上げ、賠償額の議決をいただいたところでございますが、当該事故によりご本人、ご家族のみならず、議員各位初め町民の皆様に多大なご迷惑と町政への信頼を損ねたことに対しまして改めて深くおわびを申し上げる次第でございます。

また、事故発生後における速やかな事故原因の究明、関係職員の処分、多額の財政出動に対する対応策、行政執行の責任者としてみずからの管理責任を明確にするなど、本来事故発生から約３年間有していた任期中に解決すべきことであったと存じます。今期定例会における総務文教常任委員会の審査終了報告を真摯に受けとめるとともに、余市町の事務を管理し、執行権を有する立場にある者として、行政執行の取り進め方に問題があったと深く反省をいたしております。今後における再発防止に向けた取り組みはもとより、町民から信頼される町政確立のために全力を傾注してまいる所存でございますので、議員各位の特段のご理解をお願い申し上げるものでございます。

そうした大きな反省のもと、前期任期中での問題を積み残し、新たな任期を迎えることになった私の行政姿勢が大きく問われるものと認識をいたしているところであり、行政執行の責任者としてみずからに処分を科し、責任を明確にいたすべく、議案第18号　余市町特別職の職員の給与の減額に関する特別措置条例案をご提案申し上げた次第でございます。

なお、議案につきましては、総務部長より朗読させますので、何とぞご理解を賜りますようお願いを申し上げまして提案理由といたします。

○総務部長（佐々木　隆君）　それでは、議案を朗読いたします。

議案第18号　余市町特別職の職員の給与の減額に関する特別措置条例案。

余市町特別職の職員の給与の減額に関する特別措置条例を次のとおり制定する。

平成26年12月16日提出、余市町長、嶋　　保。

次のページをお開き願います。余市町特別職の職員の給与の減額に関する特別措置条例。

（町長の給料の減額）

第１条　町長の給料月額については、平成27年１月分から平成27年10月分までに限り、余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例（昭和34年余市町条例第21号。以下「特別職の職員の給与条例」という。）附則第14項に規定する額にかかわらず、同項に規定する額からその額に100分の50を乗じて得た額を減じた額を

支給する。

（副町長の給料の減額）

第２条　副町長の給料月額については、平成27年１月分から平成27年５月分までに限り、特別職の職員の給与条例附則第14項に規定する額にかかわらず、同項に規定する額からその額に100分の25を乗じて得た額を減じた額を支給する。

附則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　この条例による給料月額は、特別職の職員の給与条例第２条第６項に規定する期末手当の計算の基礎となる給料月額には適用しない。

（この条例の失効）

３　この条例は、平成27年10月31日限り、その効力を失う。

以上、議案第18号につきましてご説明いたしましたので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君）　提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第18号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第18号　余市町特別職の職員の給与の減額に関する特別措置条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君）　日程第10、議案第19号　余市町財政再生基金条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（須貝達哉君）　ただいま上程されました議案第19号　余市町財政再生基金条例案につきまして、その提案理由のご説明を申し上げます。

平成23年９月29日に発生いたしました余市町労働福祉会館での町臨時職員の転落事故につきましては、平成26年余市町議会第１回臨時会におきまして行政報告を行い、損害賠償にかかわる和解及び損害賠償額の決定、さらに必要となる財源については財政調整基金に求める補正予算について議決をいただき、平成26年２月28日をもって相手方に損害賠償金のお支払いをさせていただいたところでございます。

本町職員に対しましては、事故の経過について説明を行い、今後町民とともにまちづくりを進めていく中で町民の理解を得るためには職員においても一定の負担をしていくことが必要との判断のもと本基金を創設し、損害賠償額の約６割に当たる7,300万円を目途に積み立てを行うことといたしたところでございます。基金には特別職等の給料減額分と管理職の職員の管理職手当減額分相当額などを積み立て財源にするとともに、職員で組織する団体などからも寄附金として協力をいただき基金に積み立て、基金が7,300万円に達した年度の末日までに財政調整基金へと積み戻しを行う内容の余市町財政再生基金条例案についてご提案を申し上げる次第でございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第19号　余市町財政再生基金条例案。

余市町財政再生基金条例を次のとおり制定する。

平成26年12月16日提出、余市町長、嶋　　保。

次のページをお開き願います。余市町財政再生基金条例。

（設置）

第１条　平成23年度に発生した余市町労働福祉会館における転落事故に伴う損害賠償に要した経費を補てんするため、余市町職員等からの寄附金並びに特別職及び一般職の給与独自削減額等を財源として、余市町財政再生基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立）

第２条　基金は、予算で定めるところにより積立てるものとする。

（管理）

第３条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（使用）

第４条　基金は、7,300万円に達した年度の末日までに、その全額を一般会計の歳入に繰り出し、その歳出として余市町財政調整基金へ繰り入れるものとする。

（運用益金の処理）

第５条　基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

（繰替運用）

第６条　町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

（補則）

第７条　この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

２　この条例は、第４条の規定により7,300万円に達した年度の末日に、その効力を失う。

以上、議案第19号につきまして提案理由のご説明を申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君）　提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第19号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第19号　余市町財政再生基金条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君）　次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第11、議案第20号　平成26年度余市町一般会計補

正予算（第８号）、日程第12、議案第21号　平成26年度余市町公共下水道特別会計補正予算（第２号）、日程第13、議案第22号　平成26年度余市町水道事業会計補正予算（第２号）の以上３件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第11ないし日程第13を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○財政課長（山本金五君）　一括上程されました議案第20号　平成26年度余市町一般会計補正予算（第８号）について、提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案いたしました補正予算につきましては、ただいまご決定いただきました議案第18号　余市町特別職の職員の給与の減額に関する特別措置条例案に係る町長、副町長の給与減額と本年４月からの特別職給与独自削減分及び管理職手当減額措置相当額を合わせた金額を議案第19号　余市町財政再生基金条例案でご提案申し上げました基金に積み立ていたすものでございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。歳入につきましては、特定財源として水道事業会計並びに公共下水道特別会計に属する職員の管理職手当減額措置分について各特別会計からの繰入金に求めるとともに、必要となる一般財源については繰越金に求めて歳出の均衡を図ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第20号　平成26年度余市町一般会計補正予算（第８号）。

平成26年度余市町の一般会計の補正予算（第８号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,343万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億2,471万3,000円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

平成26年12月16日提出、余市町長、嶋　　保。

歳出からご説明申し上げます。２ページをお開き願います。３、歳出、２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、補正額167万5,000円の減、２節給料142万1,000円の減、４節共済費25万4,000円の減につきましては、議案第18号　余市町特別職の職員の給与の減額に関する特別措置条例案でご提案申し上げました特別職に係る給与減額に伴う減額補正でございます。

４目財産管理費、補正額2,511万2,000円、25節積立金2,511万2,000円につきましては、議案第19号　余市町財政再生基金条例案でご提案申し上げました財政再生基金積立金の計上でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。１ページをお開き願います。１ページ中段でございます。２、歳入、18款繰入金、５項特別会計繰入金、１目水道事業会計繰入金、補正額123万3,000円、１節水道事業会計繰入金123万3,000円につきましては、水道事業会計職員の財政再生基金積立金に係る繰入金の計上でございます。

２目公共下水道特別会計繰入金、補正額91万8,000円、１節公共下水道特別会計繰入金91万8,000円につきましては、公共下水道特別会計職員の財政再生基金積立金に係る繰入金の計上でございます。

19款繰越金、１項繰越金、１目繰越金、補正額2,128万6,000円、１節繰越金2,128万6,000円につきましては、必要となる一般財源について繰越金を計上したものでございます。

以上、議案第20号につきまして提案理由のご説明を申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○下水道課長（近藤　勉君）　ただいま一括上程されました議案第21号　平成26年度余市町公共下水道特別会計補正予算（第２号）について、その提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案申し上げます補正予算の内容といたしまして、歳出におきましてはさきにご提案申し上げております議案第20号　平成26年度余市町一般会計補正予算（第８号）と同様に余市町財政再生基金への積み立てを行う本町職員の負担分のうち、公共下水道特別会計職員に係る本年度の管理職手当減額措置相当分について一般会計への繰り出し措置を図るべく補正計上を行ったものであります。

なお、補正に伴います財源につきましては、これを繰越金に求め、歳入歳出の均衡を図ったところでございます。

以下、議案第21号を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第21号　平成26年度余市町公共下水道特別会計補正予算（第２号）。

平成26年度余市町の公共下水道特別会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ91万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億8,397万2,000円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

平成26年12月16日提出、余市町長、嶋　　保。

歳出よりご説明申し上げますので、２ページをお開き願います。３、歳出、１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、補正額91万8,000円、28節繰出金91万8,000円につきましては、公共下水道特別会計職員に係る本年度分の管理職手当減額相当額を余市町財政再生基金に積み立てるべく一般会計に対する繰出金の補正計上であります。

次に、歳入についてご説明申し上げます。同じく２ページの中段をごらんください。２、歳入、５款繰越金、１項繰越金、１目繰越金、補正額91万8,000円、１節繰越金91万8,000円につきましては、補正に伴います財源を繰越金に求めるものであります。

以上、議案第21号につきましてご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○水道課長（久保　宏君）　ただいま一括上程されました議案第22号　平成26年度余市町水道事業会計補正予算（第２号）につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたびご提案いたしました補正内容につきましては、さきにご提案申し上げております議案第20号　平成26年度余市町一般会計補正予算（第８号）と同様に余市町財政再生基金への積み立てを行う本町職員の負担分のうち、水道事業会計職員に係る本年度の管理職手当減額相当措置分について一般会計に対する支出金の補正計上を行ったものであります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第22号　平成26年度余市町水道事業会計補正予算（第２号）。

第１条　平成26年度余市町水道事業会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

第２条　予算第３条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、科目、第１款水道事業費用、既決予定額７億1,110万4,000円、補正予定額123万3,000円、計７億1,233万7,000円。

第２項営業外費用、既決予定額１億5,172万2,000円、補正予定額123万3,000円、計１億5,295万5,000円。

平成26年12月16日提出、余市町長、嶋　　保。

次のページをお開き願います。平成26年度余市町水道事業会計実施計画、収益的収入及び支出、

支出、補正額のみ申し上げます。１款水道事業費用、補正額123万3,000円、２項営業外費用、補正額123万3,000円、４目雑支出123万3,000円につきましては、水道事業会計職員に係る本年度分の管理職手当減額相当額を余市町財政再生基金に積み立てるべく一般会計に対する支出金の補正計上でございます。

以上、議案第22号について提案理由のご説明を申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君）　提案理由の説明が終わりました。

一括議題の議案第３件についてこれより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

まず、議案第20号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第20号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第20号　平成26年度余市町一般会計補正予算（第８号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第21号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第21号　平成26年度余市町公共下水道特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第22号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第22号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第22号　平成26年度余市町水道事業会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

昼食のため午後１時10分まで休憩します。

休憩　午後　０時０２分

再開　午後　１時１０分

○議長（中井寿夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（中井寿夫君）　さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第14、意見案第１号　漁船用燃油に係る軽油引取税免税措置の堅持に関する要望意見書、日程第15、意見案第２号　国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める要望意見書、日程第16、意見案第３号　後期高齢者医療制度の「特例軽減措置」の継続を求める要望意見書、日程第17、意見案第４号　難病や小児慢性特定疾病の患者の自己負担の見直しを求める要望意見書、日程第18、意見案第５号　原発「再稼働」を認めず再生可能エネルギー拡大を求める要望意見書の以上５件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第14ないし日程第18を一括議題といたします。

お諮りいたします。一括議題の意見案第１号ないし意見案第５号につきましては、いずれも提出者の説明及び委員会付託を省略することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明及び委員会付託は省略することに決しました。

別にご発言がなければ、まず意見案第１号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第１号　漁船用燃油に係る軽油引取税免税措置の堅持に関する要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第２号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第２号　国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第３号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第３号　後期高齢者医療制度の「特例軽減措置」の継続を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第４号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第４号　難病や小児慢性特定疾病の患者の自己負担の見直しを求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第５号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第５号　原発「再稼働」を認めず再生可能エネルギー拡大を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君）　日程第19、意見案第６号

必要な介護サービスを受けられるよう求める要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出者の説明を省略することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第６号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより意見案第６号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、意見案第６号　必要な介護サービスを受けられるよう求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君）　日程第20、閉会中の継続審査調査申出について。

各常任委員会、議会運営委員会並びに特別委員会の委員長から、目下委員会において審査調査中の事件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申し出のとおり閉会中の継続審査調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査調査に付することに決しました。

○議長（中井寿夫君）　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって平成26年余市町議会第４回定例会を閉会いたします。

閉　会　午後　１時１６分

上記会議録は、越智書記・枝村書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長	１５番	中	井	寿	夫
余市町議会議員	３番	辻	井		潤
余市町議会議員	４番	藤	野	博	三
余市町議会議員	５番	溝	口	賢	誇